

史跡御土居における土塁法面補強等業務委託仕様書
(史跡御土居 歴史生き活き！史跡等総合活用整備事業)

1 委託業務名

史跡御土居における土塁法面補強等業務

2 業務目的

史跡御土居は、天正19年(1591)豊臣秀吉が京都の周囲約2.2kmにわたって土塁と濠を築いたものである。徳川政権の下でも一部を除き維持されたが、近代以後破壊が進んだ。本業務の対象は破壊を免れ史跡指定された9箇所のうち「大宮御土居」と呼ばれる場所である。大宮御土居は全長約200mが空堀とともに良好に残っており、空堀を端から端まで歩いた後に御土居の上を戻って一周するルートが見学者に人気である。

しかし、近年この大宮御土居頂部の複数箇所で地滑りの兆候と思われる亀裂が認められたため、雨水の侵入を防ぐ応急措置としてシート養生を行い、その区間を通行止めに行っている。当該箇所は見学路の中で最も眺望が開ける地点であるとともに、民家に隣接する地点でもあるため、史跡の価値の発信と市民の安全の両面で問題となっている。

本業務は、土塁を保護し法面補強を行うことで、公園をより開かれたものとし、市民に史跡の価値を周知する場としてより機能することを目的とする。

3 履行期間

契約の日の翌日から令和8年3月31日まで

ただし、施工期間は、国庫補助承認日の翌日から3月19日まで

4 業務対象箇所（別紙参照）

(1) 計画場所

京都市北区大宮土居町（史跡御土居）

(2) 計画面積

土塁保護： 約 300～500㎡

5 業務内容

土塁の特性や他事例を踏まえ、史跡の保護と景観に配慮した最適な施工方法を提案すること。提案に当たっては以下の点に留意すること。

(1) 実施設計

当該施工方法に基づく実施設計を行う。

(ア) 工事概要書を作成すること。

(イ) 実施工程表を作成すること。

(ウ) 下記施工図面を作成すること。また、提案した施工方法に必要な図面を作成

すること。

記 平面図 1/100、法面展開図 1/100、断面図 1/100

(エ) 施工数量総括表、面積数量計算書、一覧表を作成すること。

(オ) 施工見積書を作成すること。

(2) 土塁保護（施工）

(ア) 土塁を極力掘削しない（毀損しない）方法で保護すること。

(イ) 歴史的な土塁であるため、現状の景観・形状を大幅に変更しない方法とすること。

(ウ) 降雨による表面浸食及び表層すべり防止対策を講じること。

(エ) 現状の景観に馴染む色調、素材にすること。

(オ) 法面補強を行うこと。やむを得ない場合は、表土をすきとることを可能とする。

(カ) 表土よりも下層（GL-約 20cm）の掘削は行わないこと。

(3) その他

(ア) 安全管理を徹底するための方策を提案すること。

(イ) 土塁崩壊等により民有地へ被害が及ばないようにすること。

(ウ) 施工中の排水対策を行うこと。

(エ) 騒音・粉塵に留意すること。周辺住民への影響が最小限になるよう対策すること。

(オ) 本市が示した契約上限額を下回る見積価格であること。

6 業務遂行上の留意点について

(1) 文化財の保護について

計画地は国の史跡であり、重要な文化財である。計画に当たっては、文化財であることを十分に理解し、文化財の毀損のおそれがないようにすること。万一、毀損を与えた場合は受託者の責において復旧すること。

(2) 検査について

検査合格については、本市関係者の立会いのうえ、確認を行うこと。検査に合格しなかった場合は、直ちに修補しなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、本市の指示に従うこと。

(3) 文化財の活用について

土塁の上面は一般見学者の観覧ルートとして活用するため、歩行の支障が生じないような仕上がりとする。

7 業務体制

(1) 受託者は、受託業務の遂行を総括する統括責任者を定めること。

(2) 統括責任者は、常に業務全体を把握するとともに、業務従事者を指揮監督し、業務

の円滑な進ちょくに努めること。

なお、統括責任者は、国指定史跡又は公共施設における整備・改修を含む業務経験を有する者であること。

- (3) 主任技術者は、本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有する実務経験３年以上の者とする。
- (4) 受託者は、統括責任者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合には、速やかに委託者に届出を行い、変更について事前に委託者の承認を受けなければならない。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に必要なノウハウを確実に継承し、特別な事情により、統括責任者を変更する場合においても業務の遂行に支障のないよう、事前及び業務中の教育を万全に行う。

8 業務進行及び管理

- (1) 受託者は、業務の着手に先立ち、委託者と協議・調整のうえ、次の書類を提出する。
 - ア 業務工程表 ２部
 - イ 本業務の担当者名簿 ２部
(氏名、保有資格、実務経験年数及び同種類似業務実績が分かるもの)
- (2) 受託者は、期限までに次の資料を提出する。
 - 令和７年５月末 工事概要書
 - 簡易版施工図面（平面図、断面図）
 - 施工数量総括表、一覧表
 - 施工見積書
- (3) 業務の実施に当たっては、逐次、委託者と協議を行い、委託者の指示により、業務を進める。また、受託者は委託者や関係機関等と協議を行った場合は、速やかに協議録を作成し、本市担当職員に提出する。
- (4) 協議資料については、原則、紙資料３部及び電子データで提出する。
- (5) 受託者は、業務が完了時、次の書類を提出する。
 - ア 業務完了届 ２部
 - イ 整備にかかる図面 ２部及び電子データ
Ａ３版又はＡ４版とする。電子データはＰＤＦデータと、可能であればＣＡＤデータ（オリジナルとＳＸＦ）を「京都市都市計画局電子納品（建築設計業務）要領（案）（平成１８年６月）」に基づき、ＣＤ－ＲＯＭ（６４０Ｍｂ以上）に保存して提出する。
なお、保存ケースとＣＤ－ＲＯＭ本体には、委託業務名、受注者名、履行期間を記載する。
 - ウ 請求書 １部
 - エ 振込依頼書 １部（必要な場合）
- (6) 受託者（本業務に従事した全ての者を含む。）は、本業務委託を通して知り得た情報を、第三者へ漏えいしてはならない。

なお、本業務委託契約が完了した後についても、同様とする。

- (7) 成果品に係る著作権は、本市に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- (8) 受託者は、成果品を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

9 費用負担

受託者は、業務を遂行するに当たり、必要な備品、消耗品の費用を負担する。また、本業務に係る一切の費用については、本業務の委託料に含む。

10 貸与物品について

- (1) 委託者は、委託契約後、委託業務の遂行に当たり必要となる次の資料を受託者に貸与する。

ア 測量図 (S=1/250) : 点群データ

- (2) 受託者は、委託業務が完了した後又は当該委託契約が解除された後、速やかに貸与を受けた資料を委託者に返還しなければならない。

なお、委託者から貸与を受けた資料を複写した場合においても、同様とする。

11 委託料の支払

本市において検査を実施し合格とした後、受託者からの請求により支払う。

なお、前金払及び部分払は行わない。

12 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が調わない場合においては、委託者が定めるものとする。